

新城市国民保護計画の一部変更の概要

- 1 新城市国民保護計画 第1編第3章「関係機関の事務又は業務の概要」
【指定公共機関及び指定地方公共機関】の機関の種類の変更

【変更理由】

- ・郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に変更

- 2 新城市国民保護計画 第1編第4章「市の地理的、社会的特徴」に引用されている統計数値等の更新されているものの変更

【変更理由】

- ・(2)「気候」及び(3)「人口の分布及び土地利用」の統計の数値、記載事項及び統計期間の変更に伴う数値及び統計表の変更
人口… 最近の住民基本台帳（平成25年4月1日現在）に変更
年間降水量・平均気温…国土交通省 気象庁 気象統計情報平成25年の内容に変更
行政面積等…「土地に関する統計年報」24年度版の内容（平成23年10月1日現在）に変更

- 3 新城市国民保護計画第2編第1章第2の4「2 医療機関との連携」中「(財)日本中毒情報センター」を「(公財)日本中毒情報センター」に変更

【変更理由】

- ・公益財団法人になったため

- 4 新城市国民保護計画 第3編第2章「市対策本部の設置等」「1 市対策本部の設置」「(3) 市対策本部の組織及び機能」 表中の変更

【変更理由】

- ・市の機構改革に伴う名称変更